

【出雲市】U I ターン就活P C R 検査助成金 F A Q

【I 助成対象者(学生用)】

Q 1 - 1 : 広島県内の学校に通っています。広島県の居住地に住民票を移していないのですが、対象になりますか。

A : 島根県外の大学等に通学するために、生活の本拠を県外に置いているのであれば、住民票が県内にある場合も対象になります。

Q 1 - 2 : 鳥取県内の学校に通っています。出雲市の実家から通学していますが、対象になりますか。

A : 島根県外の大学等に通学するために、生活の本拠を県外に置いていることが必要ですので、対象になりません。

Q 1 - 3 : 東京都の実家から東京都の学校に通っています。今度、出雲市内の合同企業説明会に参加しますが、対象になりますか。

A : 対象になります。

Q 1 - 4 : 米子市の高校に、米子市の実家から通っています。今度、出雲市内の企業の採用試験を受験しますが、対象になりますか。

A : 高校生は対象外ですので、対象になりません。

Q 1 - 5 : 米子市の高等専門学校に、米子市の実家から通っています。今度、出雲市内の企業の採用試験を受験しますが、対象になりますか。

A : 高等専門学校の生徒は対象になります。

Q 1 - 6 : 四年生大学の2年生ですが、対象になりますか。

A : 卒業時前年の3月1日からの活動が対象ですので、対象になりません。

Q 1 - 7 : 卒業後未就職者ですが、対象になりますか。

A : 県外に住民票がある場合は、県外在住者として、申請できます。

【Ⅱ 助成対象者(一般用)】

Q 2-1 : 18歳ですが、対象になりますか。

A : 就労可能な年齢ですので、申請できます。

Q 2-2 : 卒業後未就職者で、県外に在住していますが、住民票が出雲市にあります。

A : 対象になりません。

Q 2-3 : 卒業後未就職者で、県外に在住し、住民票が県外にあります。

A : 対象になります。

【Ⅲ 就職活動】

Q 3-1 : 出雲市内の企業の選考試験を、出雲市内の会場で受ける場合は、対象になりますか。

A : 対象になります。

Q 3-2 : 出雲市内の企業の選考試験を、松江市内の会場で受ける場合は、対象になりますか。

A : 就職活動の実施場所が出雲市内であることが必要ですので、対象になりません。

Q 3-3 : 出雲市内の企業の面接試験を、オンラインで県外の居住地にて受ける場合は、対象になりますか。

A : オンラインでの参加は、対象になりません。

Q 3-4 : 出雲市内の企業の面接試験を、オンラインで市内の実家で受ける場合は、対象になりますか。

A : オンラインでの参加は、対象になりません。

Q 3-5 : 出雲市内に営業所など就業場所がない松江市内の企業の選考試験を、出雲市内の会場で受ける場合は、対象になりますか。

A : 出雲市内に就業場所となる事業所を開設している企業が対象ですので、対象になりません。

Q 3-6 : 本社が県外の企業で出雲市内に営業所がある企業の選考試験を、出雲市内の営業所で受ける場合は、対象になりますか。

A : 対象になります。

Q 3-7 : 本社が県外の企業で出雲市内に営業所がある企業の選考試験を、松江市内の営業所で受ける場合は、対象になりますか。

A : 就職活動の実施場所が出雲市内であることが必要ですので、対象になりません。

Q 3-8 : 出雲市内の企業の説明会に参加しましたが、結局応募しませんでした。対象になりますか。

A : 説明会への参加で、就職活動の要件を満たしますので、対象になります。

Q 3-9 : 出雲市内の企業のインターンシップに参加しました。対象になりますか。

A : インターンシップは、対象になりません。

Q 3-10 : 就職活動を証明する書類とは、どのようなものですか。

A : 企業や受け入れ先からの実施案内文書・メール（日時がわかるもの）、試験案内、受験票などの写し、合同企業説明会当日に、会場で主催団体が配布した資料の写しなどです。

Q 3-11 : 就職活動を証明する書類がない場合はどうすればよいですか。

A : 企業や受け入れ先、合同企業説明会の主催団体の担当者に証明書を記載してもらってください。

Q 3-12 : 企業や受け入れ先、合同企業説明会の主催団体の担当者に記載してもらう証明書の様式がありますか。

A : 就職活動参加証明書の様式を準備しました。記載項目が満たされていれば、様式は問いません。

Q 3-13 : 企業や受け入れ先、合同企業説明会の主催団体の担当者に記載してもらう証明書は、代表者に証明してもらわないといけませんか。

A : 代表者でなくても、社員や担当者の方でかまいません。必ず自署若しくは記名押印してもらってください。

【IV 検査】

Q 4-1 : 令和3年2月26日に検査を受け、当日結果が判明しました。3月1日出雲市内で実施された出雲市内企業の説明会に参加した場合は、対象になりますか。

A : 就職活動した日から起算して7日前の日以降の検査が対象ですので、対象になります。

Q 4-2 : 令和3年3月2日に検査を受け、当日結果が判明しました。3月2日出雲市内で実施された出雲市内企業の説明会に参加しました。

A : 検査結果判明日が、就職活動前日までに判明していることが必要ですので、対象になりません。

Q 4 - 3 : 令和3年3月2日に検査を受け、3月3日に結果が判明しました。3月10日に出雲市内で実施された出雲市内企業の説明会に参加しました。

A : 検査受検日が、就職活動した日から起算して7日前の日以降の検査が対象ですので、対象になりません。3月10日が就職活動実施日ですので3月4日以降の検査受検日が対象です。

Q 4 - 4 : 令和3年3月2日に検査を受け、3月5日に結果が判明しました。3月4日に出雲市内で実施された出雲市内企業の説明会に参加しました。

A : 検査結果判明日が、就職活動前日までであることが必要ですので、対象になりません。

Q 4 - 5 : 令和3年3月26日に検査を受け、当日結果が判明しました。4月1日に出雲市内で実施された出雲市内企業の説明会に参加した場合は、対象になりますか。

A : 就職活動日、検査年月日、検査結果判明日、領収日すべてが同一年度であることが必要ですので、対象になりません。

Q 4 - 6 : 抗原検査と記載してある検査を受けようと思いますが、対象になりますか。

A : 検査機関に抗原定量検査なのか抗原定性検査なのか確認してください。抗原定量検査であれば、対象になります。(抗原定性検査であれば、対象になりません。)

Q 4 - 7 : 領収書、検査結果ともに抗原検査としか記載がありませんが、対象になりますか。

A : 検査機関が発行するチラシ、案内、領収書、検査結果などにより抗原定量検査であることが明確でなければ、対象になりません。これらの書類で判別できなければ、助成金の対象外とします。市が、検査機関に確認することはありません。

Q 4 - 8 : 10セットまとめたPCR検査キットを購入し、検査しました。対象になりますか。

A : 対象になりますが、1セットのみの金額が助成対象となります。この場合、単純に案分します。

Q 4 - 9 : 検査機関での検査ではなく、検査キットを購入し、郵送で検査機関に送付しました。対象になりますか。

A : 検査キットが対象検査であれば、対象になります。

Q 4 - 10 : 1回の就職活動の際に、念のためPCR検査と、抗原定量検査両方を受けました。対象になりますか。

A : 1回の就職活動に対しては、1つの検査のみ助成対象になります。質問の場合、いずれか一つ助成対象になります。

Q 4 - 11 : 検査費用は、どの内容まで認められますか。

A：検査分析に関する費用、報告に関する費用、証明書に関する費用、分析キット購入費用、送料、証明書発行料、即日発行手数料です。

Q4-12：検査費用の対象外となるのは、どのようなものがありますか。

A：検査費用の振込手数料、証明書の再発行手数料などは、対象外です。

Q4-13：検査費用について、面接を受ける企業から負担してもらっていますが、対象になりますか。

A：検査費用を全額申請者本人が負担していることが必要ですので、対象になりません。

Q4-14：検査費用について、他の補助金を受給していますが、対象になりますか。

A：検査費用を全額申請者本人が負担していることが必要ですので、対象になりません。

Q4-15：検査費用を保護者名義のクレジットカードで支払っていますが、対象になりますか。

A：検査費用を全額申請者本人が負担していることが必要ですので、対象になりません。

Q4-16：令和3年2月26日に検査を受け、当日結果が判明しました。3月1日に出雲市内で実施された出雲市内企業の説明会に参加した場合は、いつまでに申請が必要ですか。

A：申請年度と、就職活動日、検査日、領収日が同一年度であることが必要ですので、令和3年3月31日までに申請してください。

Q4-17：令和3年4月1日に就職活動をしたいです。助成を受けられますか。

A：申請年度と、就職活動日、検査日、領収日が同一年度であることが必要です。前日までに検査を実施、検査結果が判明し、検査費用を納付していることが必要です。そのため、4月1日に就職活動をするときは、前日が3月31日となり、同一年度とならないため、4月1日の就職活動については助成できません。

Q4-18：令和3年4月2日に就職活動をしたいです。助成を受けられますか。

A：申請年度と、就職活動日、検査日、領収日が同一年度であることが必要です。前日までに検査を実施、検査結果が判明し、検査費用を納付していることが必要です。そのため、4月2日に就職活動をするときは、前日の4月1日に検査を受け、即日検査結果が判明することが必要です。

【V 申請】

Q5-1：2回の就職活動について、まとめて申請ができますか。

A：就職活動それぞれについて、申請が必要です。申請書を2通作成してください。（同一年度内であれば、2通を同時に申請いただくことは可能です。）

Q 5 - 2 : 領収書を紛失してしまいましたが、申請できますか。

A : 支出した金額を証明できない場合は、申請を受け付けることができません。領収書等は申請時まで大切に保管してください。(交付決定後は、Q 6 - 1 参照)

Q 5 - 3 : 検査結果を紛失してしまいましたが、申請できますか。

A : 検査結果を確認できない場合は、申請を受け付けることができません。検査結果は申請時まで大切に保管して下さい。

Q 5 - 4 : 検査種類について、領収書や検査の結果通知に記載がありません。申請できますか。

A : 検査機関が発行するチラシや、検査機関のHPの写しなど確認できるものがあれば申請できます。

【VI その他】

Q 6 - 1 : 5年間書類を保管するとありますが、保管しないとどうなりますか。

A : 助成金の交付を受けた場合は、事業年度の完了後の翌年度から5年間、市が実施する検査に応答する義務があります。検査・確認した際に、書類が確認できない場合は、助成金の返還を求める場合がありますので、期限まで保管をお願いします。